

尼崎市監査公表第 4 号

尼崎市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、井上安弘氏から平成 21 年 4 月 10 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり同人に通知を行ったので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 21 年 5 月 12 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	仙	波	幸	雄
同	今	西	恵	子

1 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書によれば、請求の要旨は、次のとおりである。

尼崎市長は、各地域人権教育啓発促進委員会等（以下「本件委員会等」という。）に対し、上ノ島、神崎、水堂、今北、南武庫之荘、塚口の各総合センター及び園田東会館（以下「各総合センター等」という。）の一部を事務所として使用許可し、当該使用料（以下「本件使用料」という。）を全額免除している。

このことは、地方自治法（以下「法」という。）第 238 条の 4（行政財産の管理及び処分）等に違反している。

よって、市長に対し、本件委員会等への各総合センター等の使用許可を取り消し、退去させるとともに、退去までの間の本件使用料を本件委員会等に請求する措置を講じるよう監査委員に求めている。

2 請求の受理

平成 21 年 4 月 10 日付けで請求のあった本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、請求人が主張する「市長が本件委員会等に対し、各総合センター等の一部を事務所として平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで使用許可し、本件使用料を全額免除していること」を監査の対象とした。

4 監査の実施

(1) 監査対象部局

協働推進局

(2) 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

(3) 監査対象部局に対する文書照会

平成 21 年 4 月 23 日、監査対象部局からの本件請求に係る照会事項に対する文書回答を得た。

(4) 監査の期間

平成 21 年 4 月 10 日から同年 5 月 12 日まで

5 監査の結果

(1) 事実の認定

監査対象部局からの文書回答、関係資料及び請求人から提出された「平成 20 年度尼監第 330 号 総合センター等の建物明渡し等請求事案」（以下「前回請求事案」という。）における事実認定のその後の状況確認によると、次のことが認められる。

ア 本件委員会等について

本件委員会等は、前回請求事案でも事実認定したとおり、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発事業、社団法人尼崎人権啓発協会からの啓発業務の受託、地域福祉の向上に関する事業等を行い、人権尊重のまちづくりに資することを目的に活動している団体であり、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、青年団、婦人会、PTA等に類する公有財産規則に定める公共的団体であることが認められる。

なお、請求人は、請求書において、本件委員会等と部落解放同盟の各支部は同一団体であるとの認識の下に請求の要旨を記載していると考えられるが、この点についても、前回請求事案で事実認定したとおり、団体の設立目的、組織構成等の各面において、両者は同一団体ではないと認められる。

イ 本件委員会等に対する使用許可及び本件使用料の全額免除について

市長は、本件委員会等を社会福祉協議会、民生児童委員協議会、青年団、婦人会、PTA等に類する団体として、公有財産規則に定める公共的団体として認め、行政財産の目的外使用として各総合センター等の一部を使用許可した上で、行政財産使用料条例に基づき、本件使用料を全額免除していることが認められる。

(本件委員会等の平成21年度使用許可面積等は、別紙<参考資料>のとおり)

(2) 判断

請求人の、使用許可及び本件使用料の全額免除が法に違反するとの主張について、前記(1)の事実の認定により、次のとおり判断する。

市長は、本件委員会等を公有財産規則に定める公共的団体として認め、行政財産の目的外使用として適正に各総合センター等の一部を使用許可しており、当該許可に際し、市長の裁量権に逸脱又は濫用はない。また、本件使用料については、行政財産使用料条例に基づき適正に全額免除しており、違法、不当に公金の賦課、徴収を怠っているとはいえないと判断する。

(3) 結論

したがって、本件請求については、請求人の主張には理由はなく、当該措置の必要を認めない。

以 上

< 参考資料 >

本件委員会等の平成 21 年度使用許可面積等

委員会等	使用許可施設	使用許可面積	年額使用料
いくしま人権協会	上ノ島総合センター	23.10 m ²	386,028 円 (32,169 円)
小田北地域人権教育啓発促進委員会	神崎総合センター	20.57 m ²	311,688 円 (25,974 円)
水堂地域人権教育啓発促進委員会	水堂総合センター	12.71 m ²	210,252 円 (17,521 円)
今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会	今北総合センター	20.00 m ²	329,868 円 (27,489 円)
南武庫之荘地域人権教育啓発促進委員会	南武庫之荘総合センター	32.63 m ²	520,068 円 (43,339 円)
塚口地域人権教育啓発促進委員会	塚口総合センター	17.02 m ²	262,188 円 (21,849 円)
戸ノ内地域人権教育啓発促進委員会	園田東会館	23.44 m ²	377,712 円 (31,476 円)

- 備考 1 使用許可期間は 1 年で、毎年更新され、使用許可年月日は、6 総合センターはいずれも平成 21 年 3 月 23 日、園田東会館は平成 21 年 4 月 1 日である。
- 2 年額使用料と免除額は同額であり、括弧内の数字は、1 か月当たりの使用料（免除額）である。